

稲作生産の地域組織化と広域型営農集団

——愛知県、吉良吉田営農組合——

むら まつ かつ み
村 松 功 巳

1. はじめに
2. 愛知県における稲作生産の組織化類型
3. 吉良町の地域、農業概況
 - (1) 地域概況
 - (2) 農業概況
4. 農協による稲作生産の組織化と担い手育成
 - (1) 集団栽培の展開（旧吉良横須賀農協管内）
 - (2) 農業構造改善事業の導入と稲作生産の組織化、農作業の請負化
 - (3) 農協の作物別生産者組織、農作業受託部会の設立
5. 農協による農地利用調整と担い手育成
 - (1) 基盤整備の推進
 - (2) 地域農業の推進主体、体制の整備
 - (3) 集団転作と作付け品種の統一
 - (4) 担い手農家の育成、認定農業者制とエリア制
6. 吉良吉田営農組合の形成と展開
 - (1) 営農組合の設立、展開と法人化
 - (2) 営農組合の活動実績の推移
 - (3) 営農組合の経営収支
7. おわりに

1. はじめに

わが国の戦後自作農は、経営規模が零細であり、一般経済の復興と高度成長によって非農業部門との所得格差を生じるとともに拡大し、経営規模の拡大、選択的規模拡大を迫られてきた。さらに最近では、農産物貿易の自由化によって外国農産物と競争するために、より一層の規模拡大を迫られている。しかも経営内部からも生産力の展開によって経営規模の拡大を強く要請されている。

経営規模の拡大対策の一つとして、農業生産組織の形成や地域的な農業生産の組織化が推進されてきた。その場合、わが国の農業の太宗が稲作であることから、主に水利によって規制されている地縁的な集落を基盤とした組織化が推進されてきた。しかし、集団転作などの地域的な土地利用の面ではかなりの成果を上げてきたが、経営規模の拡大では必ずしも十分な成果を上げていない。むしろ現在では、このような集落型生産組織の再編問題が俎上に上っている。そこで、本稿では現在の農業生産組織の在り方を検討することにする。その場合、農業生産組織の形成及び地域

農業生産の組織化で先進的な展開を示してきた、しかも集落を超えて組織化を図ってきた、愛知県の事例を検討することにする。

愛知県では、集落を基盤とした集団栽培組織を全国でも最も早くに組織した。しかしその後は、むしろ「集落からオペレーターを切り離して農協の下部組織」とし⁽¹⁾、集落を超えて農協管内から農作業を受託する体制として整備してきた。兼業化が深化し、担い手問題が早くから深刻化したことから、その担い手育成に重点を置いた対策を取ってきたのである。

集落を超えて地域農業生産の組織化を図るためには、地域調整を図る機能的な組織の形成と活動が要請される。愛知県では多くの場合、農協と密接に関連してこのような地域組織が形成され、担い手が育成されてきた⁽²⁾。その典型が農協とそれによる営農集団の育成であった。

そこで本稿では、2で愛知県における農業生産の地域組織化の特徴とその地域性、組織化の類型を検討し、代表的な事例として西三河地域の旧吉良吉田農協（合併後のJA吉良町吉良吉田支店）と吉良吉田営農組合を取り上げる。3で吉良町の特徴を整理し、4、5で

第1表 地域農業の展開と

地域、市町村		昭和30 (1955)	35 (60)	40 (65)	45 (70)	50 (75)	55 (80)
西 三 河 地 域	豊田市 (高岡町)	32 4Hクラブ	37 統一稲作ごよみ	42 高岡農協 信託部	44 農協管 理型	45 46 中甲 →法人化 若竹 →法人化	49
	安城市	32 集団栽培 (高棚集落)	35 作業受委託事業		46 経営受託事業 営農組合育成 45~46 3営農組合	49 法人化	53 集団転作 54 高棚営農組合
	吉良町 (横須賀村) (吉田町)	33 集団栽培	38 農協農作業受託 38 農協農作業受託		45 経営受託	47 農用地 信託	53 54 吉良吉田 営農組合
	西尾市			42 米中農協信託部	45 福地農協信託部	48 西三河南部地域 農業機械銀行	55 集団転作
海 部 地 域	十四山村	34 (伊勢湾台風)		40 集団栽培 技術信託			58 集団転作
	弥富町	34 (伊勢湾台風)		(農協農作業受託)		50 弥富地域 農業機械銀行	59 天皇杯受賞

注(1) 関係各種資料より作成。豊田市は旧高岡町について、吉良町は旧町村別。

(2) 農業法人は「愛知県農業法人経営者協会正会員名簿」(平成11年1月1日現在)による。豊田市の[]内は高岡

(3) 農作業請け負わせ割合は、農作業をよそに請け負わせた面積(耕耘・代かき、田植え、稲刈り・脱穀の平均面

(4) 旧高岡農協で昭和48年から農作業委託契約書による農地信託を開始している。

地域組織としての吉良吉田農協(吉良町農協)に主点を置いて、その活動と果たしてきた役割を検討する。6で担い手としての吉良吉田営農組合の形成、展開過程と現在抱えている問題点を検討する。そして7で要約してまとめとする。

注(1) 西尾敏男『農業生産組織を考える』(家の光協会、昭和50年1月)116頁より引用。愛知県農林部でも受託集団の育成を目指した稲作営農集団(拠点集団)対策を42年度から県下で実施してきた。

(2) 愛知県におけるこのような動きを概観した論考として、村松功巳「農協による農作

業、農業経営の受託者の形成と地域的農地利用の調整——愛知県——」(全中農業対策部・全国農業機械銀行連絡協議会『農機・組織効率利用情報』No.54、平成5年8月)参照。

2. 愛知県における稲作生産の組織化類型

愛知県は中京工業地帯に位置しており、農家の兼業化が早くから進み、しかも深化した。したがって稲作生産の地域組織化が先進的に展開した。この展開過程の特徴を、西尾敏男氏はその推進体制の在り方に求めている

組織化、担い手タイプ

60 (85)	平成 2 (90)	7 (95)	平成 7 年 (1995 年)				法人経営 (平成 11 年 1 月)	担い手 タイプ
			稲を作 った田	農作業 請け負 わせ割合	借入耕地			
					農 家	農家以外		
62 集団転作		9 天皇杯受賞 (中甲)	719 (ha)	10.4 (%)	高岡町 54 (ha)	(豊田市) (485) (ha)	(農) 中甲 (農) 若竹 〔(農) 榊塚会〕 〔(農) 逢妻〕	集団型
63 集落農場制			2,118	18.6	927	404	(農) 研青会 (農) 和泉宮農組合 (農) 林ファーム (農) 高棚宮農組合	個別型 集団型
61 集団転作	平成 2 集団転作		333	37.5	132	(吉良町) (102)		個別型
	平成 2 法人化	6 天皇杯受賞	160	61.9	19		(農) 吉良吉田 宮農組合	集団型
			1,805	36.9	627	9	(農) 渡辺 トラクター (農) マルミ ファーム	個別型
			428	77.1	29	—	(受託部会員 6 戸) (全村 4 営農組合体 制)	個別型
	平成 12 (大豆 80ha 予定)		1,118	56.9	79	—	(有) 鍋八農産 (平 10 年 1 月)	個別型

町以外の法人である。

積)が稲を作った田面積に占める割合(農業センサスより作成)。

る。すなわち、推進体制が「集落組織ではなく地域組織であることとその生産組織はまとめ役としての“調整組織”と生産活動に当たる“担い手組織”の二つが別建てで構成されている」ことに愛知県の特徴をみている⁽¹⁾。この二つの利害の対立する地域組織の機能的在り方とその形成に注目したのである。そしてこの地域組織の形態と活動によって展開の時期区分をし、展開過程をモデル化している。

- ①集団栽培 (昭和 31 年～)
- ②機械の共同利用 (昭和 35 年～)
- ③技術信託 (昭和 39 年～)

④愛知県の営農集団育成事業

(昭和 42 年～)

⑤全面信託

(昭和 43 年～)

⑥水田利用再編対策 (昭和 53 年～)

地域組織の代表的事例としては、安城市赤松町、桜井町(現安城市)東町集落、十四山村、豊田市高岡農協、安城市平貴地区、西尾市農協などを取り上げており、主に西三河地域の地域組織をモデルとしている。

愛知県におけるこの「地域組織」は、農協と密接に関連していることが大きな特徴である。それは、兼業化が著しく、担い手問題が早くから深刻化したことから、農協が集落な

いし集落を超えた機能的な地域組織を形成して地域調整し、担い手の育成を積極的に図ってきたからである。

なお、この地域組織による地域農業の組織化とその展開過程には、地域性と担い手タイプに相異がみられる。地域性では①農作業の受委託による尾張・海部地域、②農作業の受委託から農地の受委託に展開した西三河地域に大別される⁽²⁾。担い手のタイプとしては①個別型と②集団型とに大別され、そしてそれぞれがア、農協育成型とイ、個別展開型に類型化される⁽³⁾。

西三河地域は前掲第1表のように、西尾氏がモデル化したような典型的な展開を示してきた地域である。すなわち、兼業化にともなって、安城市高棚町の集団栽培、豊田市高岡町の稲作ごよみによる栽培協定の実施、そして農協による部分作業の直営受託（技術信託）とその農協管理型への移行、農協による特定受託集団の育成と経営受託への展開（全面信託、経営受託事業）、そして法人化（利用権設定）である。現在では集団転作等の農地利用調整による地域農業構造の本格的な再編期に入っている。吉良町の旧吉良吉田農協でもやや時期が遅れたが同様の展開をみえてきた。

西尾市は個別農家の展開が進んだ段階で農業機械銀行が設立され、個別農家が組織化されたことから、個別農家が主体となっており、法人化も個別農家の展開によっている。個別展開型の典型事例である⁽⁴⁾。

他方、尾張・海部地域の海部では、条件がやや異なっており、展開も異なっている。代表的な十四山村、弥富町では伊勢湾台風によって壊滅的打撃を受け、それを基盤整備と生産の組織化によって対応した。十四山村では、集団栽培＋技術信託方式によって地域農業生産の組織化と担い手育成を図り、現在では全村を4営農組合体制とし、それを農協の営農受託部会員6人がシステムの農作業を

受託する体制として構築している⁽⁵⁾。

弥富町は、農協の直営受託方式とそれによって育成された個別受託者を50年に農業機械銀行に組織化して、トラクター班とコンバイン班に編成し、全町体制での農作業受託体制として整備した。しかしその後、農業機械が体系化し、しかも個別的に装備されるようになったこと、作付け品種が限定されるようになったこと等によって、地域分担制と経営受託体制へと再編されつつある⁽⁶⁾。

このように、高性能機械化段階における地域調整及び担い手としての「地域組織」の形成とその展開の代表的な地域として西三河地域があげられる。そしてその典型的なタイプの一つとして農協と農協による営農組合（法人）の育成タイプがあげられる。上述の豊田市中甲、若竹、安城市の高棚営農組合、吉良町の吉良吉田営農組合がそれである。しかしこれら営農組合も、既に設立されてから20～30年を経過しており、農協との関係、地域の農家、農地との関係、構成員の世代交代等の相異によって、それぞれの営農組合の経営規模、経営内容には相異がみられるようになってきている。地域農業の展開と営農組合の展開に地域性、個性がみられるようになったのである⁽⁷⁾。

豊田市、安城市の営農組合については既に多くの調査報告書があるので、本稿では、西三河地域の吉良町の吉良吉田営農組合を取り上げる。そして前半では「地域調整組織」すなわち農協と地域農業の展開との関係に主点を置いて整理・検討する。後半ではそれによって育成された「担い手組織」としての営農組合に主点を置いて整理・検討することにする。

注(1) 西尾敏男『愛知県における地域農業の発展経過』（愛知県農業会議、平成7年2月）による。

(2) 村松功巳「兼業深化地域における地域農

業構造——愛知県西尾市、1995年農業センサスによる分析——」（農業総合研究所『農総研季報』No. 45、2000年3月）参照。

- (3) 東海地方（愛知県と三重県）における農作業、農業経営の受託組織の現状とその理論的分析としては大原興太郎『稲作受託組織と農業経営』（日本経済評論社、1985年12月）参照。
- (4) 西尾市の受託体制及び受託者の特徴については、村松功巳「兼業深化地域における担い手形成と農協、地域——愛知県西尾市農協農作業信託部——」（農業総合研究所『農総研季報』No. 33、1997年3月）参照。集団でも比較的独自に展開してきた安城市の和泉営農組合については、梅本雅「和泉営農組合」（全中『農業高度化をめざして——第11回高度機械化営農賞受賞者の記録——』、平成11年3月）参照。
- (5) 村松功巳「十四山村水田利用合理化推進協議会」（全中『農業高度化をめざして——第10回高度機械化営農賞受賞者の記録——』、平成10年3月）参照。地域営農システム研究会『地域営農システム入門』（農文協、1991年6月）参照。
- (6) 弥富町の受託者である（有）鍋八農産の受託内容は、水稲作業受託延べ面積400ha、経営受託20haである（『日本農業新聞』、平成11年10月24日）。また伊藤文夫氏の受託内容は、稲作受託作業延べ面積250ha、経営受託

面積10haである（『同』、平成12年2月26日）。

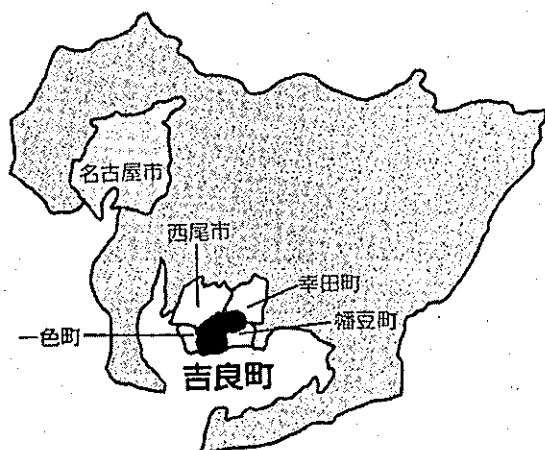
- (7) 愛知県農業協同組合中央会『愛知県優良農業法人事例集』（平成7年4月）参照。若竹法人については、窪田清一・村松功巳「“麦—大豆”本作化における課題——愛知県豊田市：農事組合法人若竹——」（農業総合研究所『農総研季報』No. 47、2000年9月）参照。

3. 吉良町の地域、農業概況

(1) 地域概況

幡豆郡吉良町は、かの名君：吉良上野介の所領地であり、愛知県の中央部：西三河地域の南部に位置し、三河湾に面している。県都名古屋市から南東に約50km、名鉄特急で約1時間の距離にあり、名古屋市への通勤圏であるとともに、豊田市を中心とする自動車関連産業の内陸工業地帯への通勤圏でもある（第1図）。また、町内のそれら関連企業への就業機会も多い。

吉良町は昭和30年に旧横須賀村と旧吉田町とが合併して誕生した町である（町内の2農協の合併は平成2年4月、1市3町の5農協の広域合併は平成12年4月）。町の中央部より西側が矢作川の堆積による沖積層の平坦



第1図 吉良町の位置

部であり、市街地と美田が広がっている。東部と東北部は、赤石山脈の末端部で標高 100～300 m 程度の丘陵地であり、山林、畑、樹園地となっている⁽¹⁾（後掲第 3 図参照）。

総面積は 3,598 ha であり（宅地 474 ha、農用地 1,349 ha、森林 815 ha、その他 959 ha、平成 8 年、土地に関する統計年報）、総世帯数は 5,718 戸、人口は 2.2 万人であるが（平成 9 年）、平成に入ってから人口が漸増から停滞に転じた。就業者数は約 1.0 万人であるが、第 2 次、第 3 次産業がそれぞれ 40～45% を占め、第 1 次産業は 13% に過ぎない（基幹的農業従事者、除漁業、平成 7 年）。粗生産額割合も第 1 次産業は 5～6% を占めるに過ぎない（74 億円＜除漁業＞、平成 9 年度）。工業と商業の町である。

(2) 農業概況

1) 地域農業概況

昭和 30 年代からの一般経済の高度成長によって、就業機会に恵まれている吉良町では、早くから農外への就業者が急増し、兼業農家が著しく増加するとともに戦後過程からの農家数の減少が続いた。

昭和 40 年までは専業農家が著しく減少して、第 1 種兼業農家が増加した。それ以降は、第 1 種兼業農家が減少して第 2 種兼業農家が増加し、55 年以降にこの第 2 種兼業農家が減少に転じて総農家戸数の著しい減少となり、農家の分化が本格化した（第 2 表）。

専業農家は 35～40 年の間に著しく減少したが、それ以降は減少戸数が比較的少なく、平成 7 年でもその約 6 割の水準にある。減少テンポが比較的緩やかであるが、これは農家の分化が早期に激しく進み、担い手層がある程度形成しながら、それが徐々に分化して減少してきたことによる。55 年以降の第 1 種兼業農家の減少戸数の動向も同様の傾向を示している。

経営耕地面積も都市化、企業誘致によって

第 2 表 農家数、経営耕地面積の推移（吉良町）
（単位：戸、ha）

	総 数	専業農家	兼業農家	
			第 1 種	第 2 種
昭和 40 (65)	2,279	242	857	1,180
50 (75)	1,999	144	406	1,449
60 (85)	1,827	165	284	1,378
平成 7 (95) (旧吉田町)	1,389 (472)	139 (33)	240 (52)	1,010 (278)
	総 数	田	畑	果樹園
昭和 40 (65)	1,548	995	354	200
50 (75)	1,318	836	245	192
60 (85)	1,144	732	260	152
平成 7 (95) (旧吉田町)	993 (270)	638 (186)	218 (64)	138 (21)

注：農業センサスより作成。

住宅地、工場用地への転用が激しく、昭和 40 年～平成 7 年の 30 年間に 555 ha、36% の減少をみた。特に昭和 40 年代の減少面積が多く、50 年代、60 年代になるにしたがって低下している。田畑別ではいずれも 30～40% の減少であるが、畑地が 38% とやや高かった。

吉良町の耕地面積の地目別構成は、上述のような地形条件によって平坦部と丘陵部から形成されていることから、水田は 3 分の 2 弱であり、畑と樹園地が 3 分の 1 強を占めている。したがって土地利用形態、経営組織が多様である⁽²⁾。販売農家によってみると（996 戸、1995 年農業センサス）、単一経営は 78% とやや低く、準単一経営が 18%、複合経営が 3% であり、しかも単一経営のうち稲作は半数を占めるに過ぎず（49%）、施設野菜、果樹類、花卉・花木などの単一経営がそれぞれ 7～13% を占めており、これらが単一経営の約半数を占めている。

準単一複合経営でも、稲作が主位部門は 31% を占めるにすぎず、果樹類、施設野菜が主位の経営が約半数を占めている（45%）。このように、大消費地：名古屋を控えて、吉良町の農家は経営規模の分化が激しいとともに

経営組織の専門分化も激しく、都市近郊周辺の平地農業として多様な経営展開を示してきた。

2) 地域農業の再編と農業粗生産額の推移

経営耕地が田、畑、樹園地によって構成されていることから、農家の経営組織が多様であり、それとともに展開もまた多様である。農業生産額の推移をみても(第3表)、米の構成割合は昭和40年でも33%と3分の1にすぎず、野菜、果樹(果実)、畜産(酪農、豚、鶏)等が35%を占めていた。

その後、これらの農産物の生産の増加と価

格の上昇によって農業粗生産額は50年には51億円にまで上昇した。耕種部門の伸び率は4.0倍であったが畜産部門は6.1倍であった。農協では後述のように作物別生産者部会を次々に設立してこれら生産農家を組織して、担い手農家として育成するとともに生産の振興を図った。米は、生産調整の実施にともなって2.5倍に止まったが、野菜、果実、花卉、工芸農産物等は4~7倍、畜産は実に4~33倍と著しい上昇をみせ、吉良町の農業の現在の姿を形成した。

その後も農業粗生産額の上昇がみられたが、作目及び作物によって差異がみられ、畜

第3表 農業粗生産額の推移(吉良町)

(単位:百万円, 千円, %)

項 目		年 度	昭和 40 (1965)	50 (75)	60 (85)	平成 7 (95)	9 (97)
合 計			1,091	5,129	6,793	7,424	7,472 (100.0)
農 業 粗 生 産 額	耕 種	計	679	2,685	3,647	4,906	4,507 (60.3)
		米	356	906	879	742	556 (7.4)
		麦 類	32	0	7	59	93 (1.2)
		雑穀・豆類	4	3	9	28	30 (0.4)
		い も 類	16	28	15	14	15 (0.2)
		野 菜	148	1,059	1,466	1,649	1,603 (21.5)
		果 実	68	385	426	383	372 (5.0)
		花 卉	30	202	652	1,753	1,539 (20.6)
		工芸農作物	24	95	188	261	294 (3.9)
		種苗・花木類・その他	1	7	5	17	5 (0.1)
	畜 産	計	388	2,366	3,113	2,483	2,933 (39.3)
		肉 用 牛	8	262	429	169	194 (2.6)
		乳 用 牛	159	791	1,190	815	859 (11.5)
		豚	121	925	982	718	690 (9.2)
		鶏	98	388	512	773	1,182 (15.8)
		その他畜産物	2	—	—	8	8 (0.1)
	加 工 農 産 物		16	—	33	35	32 (0.4)
生 産 農 業 所 得				2,576	2,031	3,270	2,838
参 考	農家1戸当たり			1,289	1,112	2,354	2,043
	耕地10a当たり		64	165	142	240	211
	農業従事者1人当たり		342	1,163	998	2,060	1,788

注. 愛知県農林水産統計年報より作成(生産農業所得統計)。参考の単位は千円。

産部門は60年をピークに粗生産額が減少した。しかも大家畜（肉用牛、乳用牛）の割合が低下して中小家畜（豚、鶏）の割合が高くなった。特徴が著しかったのが耕種部門であり、米は転作強化によってその額、割合をさらに低下させ、代わって野菜、花卉、工芸作物の額、割合を著しく高め、施設型農業、集約型農業が著しく展開して、都市近郊農業の性格をより一層強めた。その結果、経営耕地面積10a当たりでも、農業従事者1人当たりでも生産農業所得を著しく上昇させた。

稲作は、土地利用型農業として町の経営耕地面積の約3分の2を占めているが、農業粗生産額では7%（9年）にまで低下させた。このように兼業化、生産調整の強化等によって新たな担い手の形成と生産体制の整備が求められるようになり、農協はその対策を積極的に推進してきた。

注(1) 『吉良の夢と街の物語』（吉良町勢要覧、平成5年11月）、『KIRA』（吉良町勢要覧、平成8年11月）参照。

(2) 愛知県幡豆郡吉良町「吉良町の農業概要」（平成11年4月作成）、吉良町農協『第9回通常総代会資料』（平成9年5月）参照。

4. 農協による稲作生産の組織化と担い手育成

(1) 集団栽培の展開（旧吉良横須賀農協管内）

激しい兼業化を背景に、省力化と準早期栽培による単収向上を目指した稲作の集団栽培方式が、昭和31年の秋（麦）から安城市高棚集落で実施された。33年には吉良町横須賀地区の饗庭集落で農事実行組合長の協力を得て、体系化されて実施され、大きな成果を上げた（京田地区14.6ha、友国集落2.4ha）。34年には19集落、208ha、35年には23集落388ha、36年には23集落476haと急速に普

及、拡大した⁽¹⁾（総集落数29、田面積677ha、35年<1960年>農業センサス）。

(2) 農業構造改善事業の導入と稲作生産の組織化、農作業の請負化

昭和37～40年度にかけて第1次農業構造改善事業が実施され、稲作が直接の対象作目ではなかったが、吉良横須賀農協と吉良吉田農協にトラクターとコンバインが導入された（横須賀地区の富好地区<酪農、果樹主体経営確立>、吉田地区の友国地区<酪農主体経営の確立>）。吉良吉田地区では、それら導入機械類の集団的利用の推進とともにオペレーター5名による、吉良横須賀農協では2名による農協直営型の請負方式が開始された⁽²⁾。

そして昭和40年にそれぞれの農協に吉良吉田営農技術信託部（5戸）と吉良営農技術信託部（代表者横須賀地区、5戸）が設立された⁽³⁾。横須賀地区では44年度から県営圃場整備事業が実施され、45年度には農協「水田請負耕作規程」による経営受託事業が開始され、稲作2組織（10戸）による請負が実施された⁽⁴⁾。農協が早くから農作業、農業経営の請負を推進するとともに担い手の育成に係わってきた。

第2次農業構造改善事業が、49年度、50年度、53年度にそれぞれ認定され、実施された（53年度完了<吉良横須賀東部地区>、同<吉良横須賀西部地区>、56年度完了<吉良吉田地区>）。園芸団地、畜産団地が形成されるとともに、水稲作協業施設が導入、設置され（トラクター、コンバイン、育苗施設等）、それらが2集団（吉良横須賀南部営農組合<6戸、51～52年度>、同西部営農組合<6戸、51年度>）に貸与されるとともに、ライスセンターが吉良横須賀農協に設置され、担い手の育成と稲作生産の地域的組織化が推進された⁽⁵⁾。

このような稲作の担い手の育成をより一層積極的に図るために、農業構造改善事業の

「農業経営整備事業」を実施し（昭和53年度認定事業）、吉良町農業委員会では農用地取得円滑化の推進を（54～55年度）、吉良吉田農協では「農用地信託」を推進した（53年度）。農地の受委託関係を推進することによって、経営規模を拡大し、担い手を育成するという方向を明確にしたのである（吉良吉田営農組合については後述）。

57年度からは新農業構造改善事業、平成3年度からは農業農村活性化農業構造改善事業を導入して、引き続き地域農業の組織化と担い手の育成、整備を図ってきた。

（3）農協の作物別生産者組織、農作業受託部会の設立

前述のように地域農業の新たな展開を推進するためには、分化した「担い手」を組織化して育成する必要がある、農協では生産部会を次々に設立して生産の推進を図った。すなわち昭和30年代後半に6部会（養鶏35年、花卉37年、いちご、梨、茶38年、柿39年）、40年代前半に2部会（胡瓜、肥育牛42年）、後半に1部会（養豚45年）、50年代前半に2部会（トマト、酪農51年）、後半に2部会（営農組合連絡協議会、いちじく55年）をそれぞれ設立して、担い手を組織化するとともにその生産の振興を図った。平成に入ってからには花卉部門でも特定の2部会（カーネーション2年、菊5年）を設立して、振興を図った⁽⁶⁾。その結果、前述のように担い手の育成（専業農家の形成）と農業粗生産額の著しい増加をみた。

昭和47年度に広域の西三河南部地域農業機械銀行が設立され（国の農業機械銀行導入実験事業）、吉良横須賀農協、吉良吉田農協もその一支所となった⁽⁷⁾。55年度には農協に営農受託部会（営農組合協議会）が設立されてそれら受託者が農協にも組織化され、農作業、農業経営の受委託がより一層推進され、地域農業の展開と「担い手」の育成が図られ

た。

すなわち、受託者（オペレーター）の県段階の組織として昭和49年2月に県農協中央会に個人加入方式による「愛知農業機械技能者協会」が設立され、吉良横須賀で6人、吉良吉田で4人が登録された⁽⁸⁾。55年度から農協加入方式に組織体制が変更されて推進されたことから、それぞれの農協では営農受託部会の設立が図られた⁽⁹⁾（58年度に組織変更と「愛知県農業機械技能者協会」に名称変更。受託者は各農協の営農受託部会に加入、農協営農受託部会が県農業機械技能者協会に加入する方式に変更）。地域の農協と担い手とがより一層密接な関係を形成して、地域農業の推進と担い手の育成を図る体制として整備されたのである。

注(1) 西尾敏男『稲の集団栽培』（農文協、昭和36年10月）、146～148頁、172～174頁参照。「幡豆郡吉良町のように、ニカ町村が合併し、農業協同組合が二つあるところでは、各部落ごとに推進委員会を組織し、推進委員長が農業協同組合に集まって推進協議会をつくっている」（『日本の農業——あすへの歩み——』1＜水稻の集団栽培＞、（財）農政調査委員会、昭和36年8月、21頁）。大原興太郎『稲作受託組織と農業経営——新しい経営体確立の可能性——』（日本経済評論社、1985年12月）、143頁参照。

(2) 全国農業構造改善協会『農業構造改善事業実績総覧——パイロット地区版、昭和37年度一般地域版——』、290～291頁参照。

(3) 東海農政局統計情報部『東海の農業生産組織名簿』（昭和52年3月）、67頁参照。「吉良吉田農協信託部」の設立が一般的に構造改善事業による昭和38年とされているが、「信託部」の名称はこの時点ではまだ使用されていないので、この名簿の40年とした。

(4) 全中『農業機械効率利用の課題と今後の方向』（1983年3月）、109頁。同『地域農業の生産組織化——実践事例——』（昭和53年3月）、25～38頁参照。友国地区の稲転集団栽培（46年）については＜吉良横須賀酪農組合、

吉良横須賀農協、水田所有耕作権者との間の「集団転作栽培契約書」>、東海農政局統計情報部『東海における高収益農業の実態——高所得農業経営の成長過程とこれが発展の可能性——』（昭和49年3月）、42～44頁参照。

- (5) 吉良横須賀東部地区（昭和49年度着工）では、「営農信託部会を発展的解消し、稲作志向農家6戸で吉良横須賀南部営農組合を設立、組合員が自主的に活動を促し、自己所有田と水田経営受託により、規模拡大を図り、機械化一環体系の確立をはかった」。農協直営型から農協管理型へと移るとともに作業受託、経営受託による経営規模の拡大を図った（1戸当たり0.7haを目標の8.5haの60%まで拡大）。全国農業会議所『昭和53年度第2次農業構造改善事業優良事例』（昭和54年3月）、178頁、181頁参照。
- (6) 吉良町農協『若い力ではぐくむ絆、大きく翔く確かな明日——第2次協同活動強化運動中期3カ年経営計画書——』（平成5年4月1日から平成8年3月31日）19～20頁。
- (7) 西三河南部地域農業機械銀行は、昭和46年11月に、西尾市と幡豆郡3町の7農協（西尾市、福地、一色町、一色西部、吉良横須賀、吉良吉田、幡豆町）によって設立された「西三河南部地域農業協同組合連合会地域農協連」を基盤にして、額田郡幸田町農協を加えて設立された（西三河南部広域営農団地地域）。
- (8) 『愛知農業機械技能者協会登録名簿』<昭和49年2月発行、51年2月改訂>には、吉良横須賀農協技術信託部6人、吉良吉田農協信託部4人が登録されている。技能者協会については村松功巳「農協による農作業、農業経営の受託者の形成と地域的農地利用の調整」（全中農業対策部・全国農業機械銀行連絡協議会『農機・組織効率利用情報』No.54（平成5年8月）参照。
- (9) 「農協営農受託部会」の設立は、吉良吉田農協が54年4月1日<7人>、吉良横須賀農協が55年2月1日<7人>となっている（愛知県農業機械技能者協会資料）。同組織と推測される現在の「吉良町営農組合協議会」の発足は、吉良町農協『第2次協同活動強化運動中期3カ年経営計画——平成5年4月1日～平成8年3月31日——』では55年となって

いる（ただし名称が吉良町営農組合連絡協議会となっている）。

5. 農協による農地利用調整と担い手育成

(1) 基盤整備の推進

吉良町では新たな稲作生産体制に再編するために基盤整備を実施してきた。水利の関係から北部の内陸部から南部の沿岸部へと実施してきた（県営圃場整備事業）。横須賀地区が昭和44～57年度にかけて、横須賀第2期地区が45～57年度にかけて実施され、それぞれ完了した。南部の吉田地区は51年度に開始され、63年度に完了した。1区画の圃場面積が70～130a（平均100a）と大きくなり、農道が拡幅され、用排水が分離され、用水がパイプライン化等されて、水田の団地的利用が可能となるとともに、大型農業機械による効率的な作業が可能となった。したがって農業構造改善事業等では農作業、農業経営の受委託が推進され、受託集団の育成と担い手の育成が図られた。

南部の吉田地区の水田は塩田からの干拓地が多く、しかもこれら地区は平均海拔がマイナス0.6mのゼロメートル地帯であることから、排水機が8カ所に設置され、強制排水が行われている（後述の吉良吉田営農組合が6基を町から請け負っている）。

(2) 地域農業の推進主体、体制の整備

吉良町及び町内2農協は、上述のような農業構造改善事業及び県営圃場整備事業等の補助事業、農協関連事業等を積極的に導入して、地域農業生産の推進と担い手の育成をハードとソフトの両面から整備してきた。特に稲作では転作が昭和50年代後半から強化され、集団転作が推進されたことから、その推進体制を整備した。

水田利用再編対策の第3期には（昭和59～61年）、転作が行政主導から農協主導へと

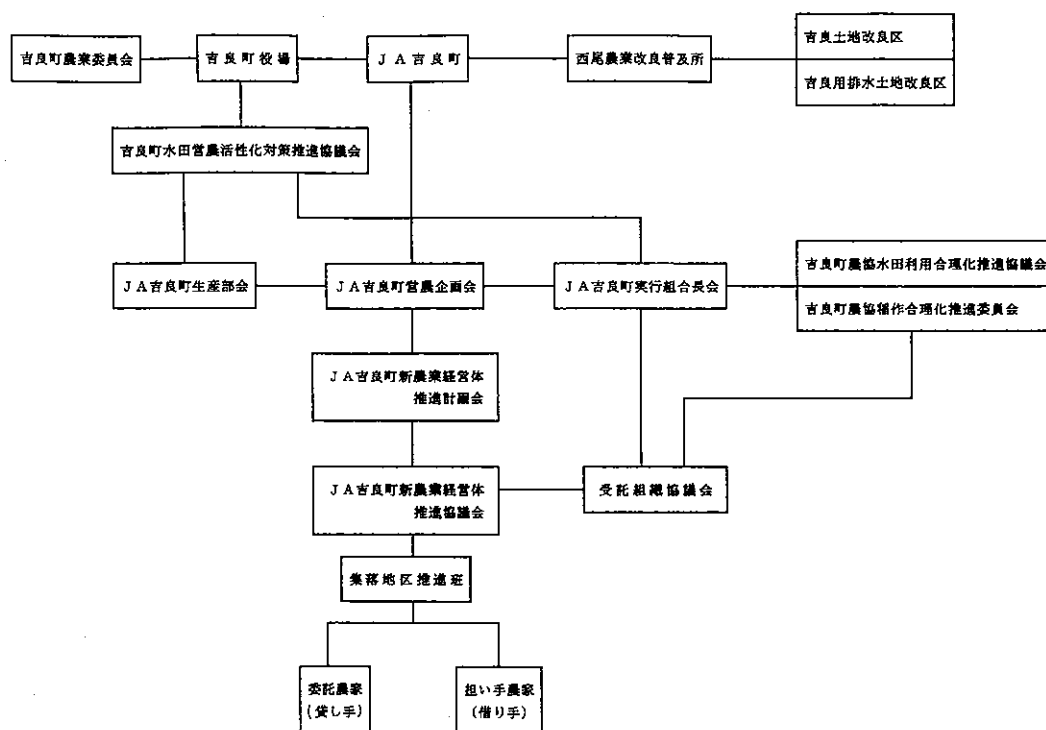
移ったことから、60年に吉良吉田農協では「吉良吉田地区稲作推進協議会」を設けて、61年度から集団転作を開始した。62年度からの「水田農業確立対策」では、町は農業関係団体（農協、普及所、農業委員会等）と一緒にあって「吉良町水田農業確立対策推進協議会」を組織し、推進した。農協の生産部会の吉良町農協営農組合協議会が（3集団）、転作の担い手として位置づけられ、推進された。

町内2農協の一体的な活動が要請されるようになったことから、平成2年4月に2農協が合併して新生「JA吉良町」が誕生した。地域農業のより一層強力な推進主体となり、3年度には「吉良町農協稲作合理化推進委員会」が発足し（構成員：農協、役場、土地改良

区、普及所、農業委員、実行組合、各生産部会、水利部会、オペレーター、保健所、警察署）、水稻の作付け品種の地域別協定、用排水、共同防除、農作業の受委託・農用地保有合理化促進事業等の協議と推進が図られた。そして翌4年度から水稻の地域・品種別作付け協定が実施された。

平成5年度からの「水田営農活性化対策」では、「吉良町水田営農活性化対策推進体制」が町と農協によって整備され（同協議会：役場、農協、普及所、食糧事務所、土地改良区、漁協、農業委員会、生産組織）、転作が推進された。農協一集落実行組合が明確に位置づけられ、転作、地域農業の推進が図られた。

平成5年度の農協総代会（6年5月）で「農



第2図 新農業経営体推進組織機構図

注(1) 吉良町農業協同組合『新農業経営体推進事業計画書』（平成6年8月）より引用。

(2) 新農業経営体推進本部は農協営農部に平成6年4月に新設された。

地保有合理化法人実施規定」が承認されたことから、農業経営基盤強化法に基づく①土地利用型農業の地域営農システムの構築、②農地の利用集積、③担い手の育成等を図るために、それまでに組織してきた転作、地域農業推進体制を整備して体系化してより強化するとともに（前掲第2図）、6年4月に農協の営農部に「JA 吉良町新農業経営体推進本部」を新たに設置した⁽¹⁾。

新農業経営体推進本部の主な事業、活動内容は次のようである。①土地利用型農業の経営規模拡大の推進、②農用地の集積、団地化推進と集落間調整、③農用地の委託、受託の斡旋、仲介、④各生産類型による経営体の推進、⑤受委託事業の合理化運営と担い手確保、受託組織の法人化の育成指導、⑥生きがい農業、ふれあい農園（畑地）の斡旋等であり、新たな段階の吉良町農業の構造再編を目指すことになった⁽²⁾。平成9年度の活動実績は第4表のようであり、文字どおり、吉良町農業の推進本部となっている⁽³⁾。

(3) 集団転作と作付け品種の統一

1) 集団転作の展開

集団転作は、昭和60年度に吉田工区県営圃場整備事業の一部が完了したことから「吉田地区稲作推進協議会」が組織され、61年度から開始された。この転作団地の麦の全面積を吉良吉田営農組合が受託した。管内を8団地に分割して各団地毎に6年1巡方式のブロックローテーションとして開始した。転作麦は、当初は稲との作業競合を避けるために早生品種（はつほこむぎ）と中生品種（農林61号）を組み合わせる適期作業に努めてきたが、その後、作業体系がほぼ確立し、栽培技術も習得したことから、平成2年度からは良質品種の農林61号に統一した⁽⁴⁾。

63年度に圃場整備が完了したことから、集団転作体制を整備し、作付け体系も麦一大豆体系へと発展させた。平成2年の農協合併に

第4表 「新農業経営体推進本部」の主な活動内容
（平成9年度）

平成9年4月	ふれあい農園栽培指導会 転作調整 農務員会議（新生産調整推進対策）について
5月	新生産調整（とも補償）推進対策会議 水稲直播栽培試験（ラジコンヘリ） 水田利用合理化会議（実績及び会議）
6月	農業法人経営者協会設立発起人会 農務員会議（転作現地確認について）
7月	転作（麦以外）現地確認 生産調整推進対策地域内調整検討会議
8月	集団転作説明会 農地保有合理化事業検討会
9月	平成9年度 農協事業集落懇談会 転作（集団）推進会議
10月	水田利用合理化会議（地域調整計画）
11月	転作ローテーション検討会
12月	転作推進委員会（転作強化対策について） 生産調整推進対策協議会
10年1月	農務員会議（緊急生産調整推進対策について） とも補償加入推進集落会議
2月	転作推進委員会（平成10年度転作予定について）

注. JA 吉良町新農業経営体推進本部資料より作成。

よってこの集団転作体制を全町に拡大し、現在では、「吉良町水田営農活性化対策推進協議会」で町と農協が協議して、転作の基本方針と配分面積計画を決定し、集落まで下ろして実施している。とも補償については「吉良町農協水田利用合理化推進協議会」（構成：農業委員会、町担当者、普及センター、実行組合代表者、作物別部会代表、土地改良区代表者等）が推進している。集落によっては団地形成推進会議が組織されており（横須賀地区の4集落、転作委員会）、団地の決定とブロックローテーションの方法が決められ、転作が営農組合に全面委託されている⁽⁵⁾。

吉田地区では、現在は、10団地に区割りし、団地毎に3等分し、転作（麦）を2年固定の6年1巡のブロックローテーションとして実施している（平成5年）⁽⁶⁾。吉良吉田営農組合は一つの集落として設定された配分を受

第5表 転作実施面積と集団転作面積の推移（吉良町）

（単位：m²、ha、％）

項 目			転作実施面積 (m ²)			愛知県転作実施 面積 (ha)
転作対策・年度				集団転作面積	(集団率)	
水田農 業確立 対策	後 期	平成2年	3,348,384	1,547,377	(46.2)	18,362
		3	3,406,412	1,607,460	(47.2)	18,497
		4	3,169,385	1,520,594	(48.0)	16,941
水田営農活 性化対策		5	3,056,501	1,498,886	(49.0)	16,486
		6	2,623,887	1,368,191	(52.1)	13,691
		7	2,904,440	1,183,022	(40.7)	15,251
新生産調整 推進対策		8	2,525,122	1,983,219	(77.0)	12,548
		9	2,560,403	2,047,418	(80.0)	13,523
緊急生産調 整推進対策		10	3,664,831	2,464,330	(67.2)	20,621
		11	3,789,573	2,489,750	(65.7)	20,634
水田農業経 営確立対策		12	(3,537,000)			(20,830)
		13				

注(1) 12年度は目標面積である。

(2) 平成8～9年度は、転作実施面積から特別定着カウント面積を除外してあるので、同面積（81.9 ha、9年度、後掲第9表参照）を加えた転作実施面積に対する割合は58.7％（8年度）と60.6％（9年度）となる。

けている。なお転作団地は団地によって転作状況が異なっており、吉田地区ではブロックローテーション団地が6で面積で64％、固定団地が2で20％、麦単作団地が2で16％となっている（平成5年度⁽⁷⁾）。

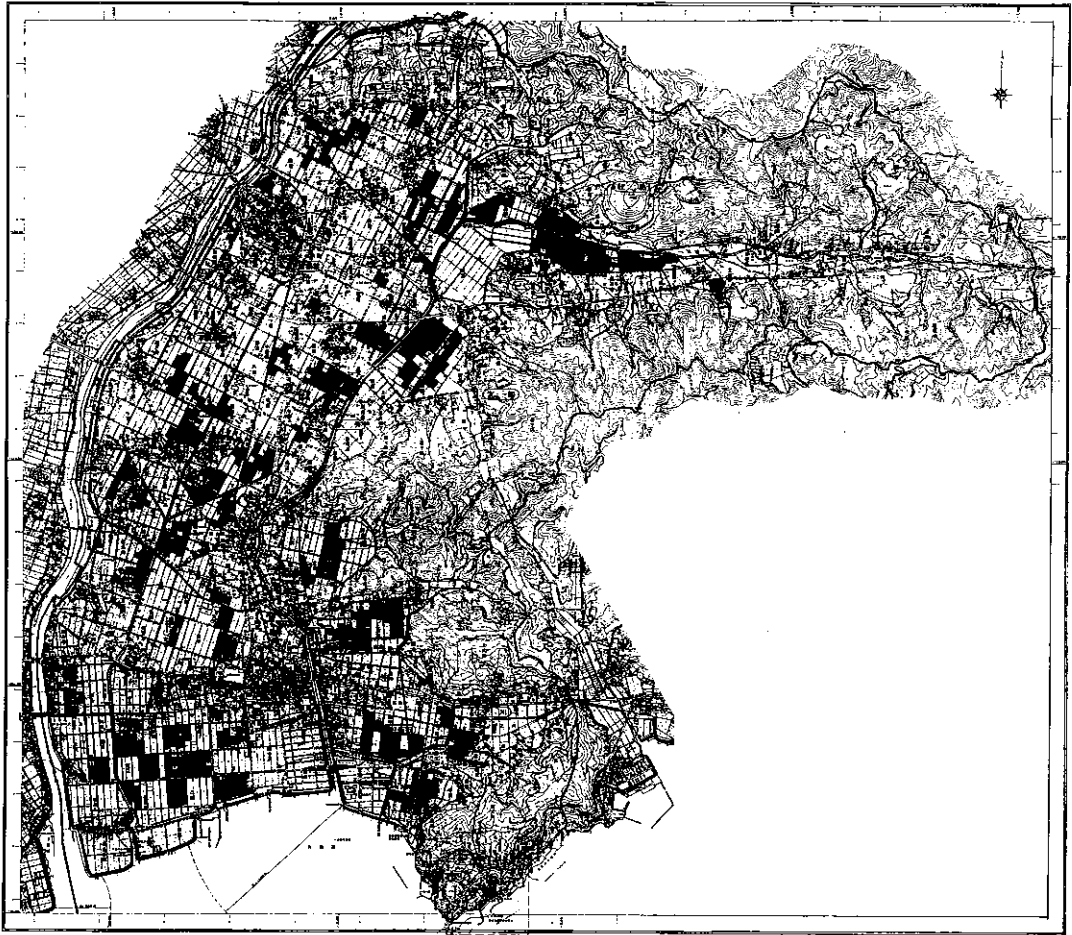
集団転作面積の推移は第5表のようであり、「水田農業確立対策」事業が開始された平成2年度から全町体制で実施されている。集団転作面積は転作面積の増減を反映しているが、平成5年度からの水田営農活性化対策までは約150 ha、50％であった。8年度からの新生産調整推進対策から集団転作面積が増加して、転作面積が減少したことから集団化率は約80％と急上昇した（ただし表の注参照。9年度の集団転作団地は後掲第3図）。10年度からの緊急生産調整推進対策では転作面積が増加したが、それ以上に集団転作面積が増加したことから集団化率は約70％に上昇した。

このように、吉良町の集団転作面積割合が

高まっており、転作面積に占める割合が高いとともにさらに高くなっている。町、農協による集団転作の推進対策と受託集団によって大きな成果を上げている（後掲第6表。麦—大豆体系の形成については後述）。

2) 稲の作付け品種の統一

稲の作付け品種の統一は、集団転作の定着化とともに地域別に適正品種を作付けるように誘導されたが⁽⁸⁾、平成3年度に「吉良町農協稲作合理化推進委員会」が設けられて、良質米に転換するために水稲作付け品種の地域別協定が検討され、地図化されて4年度から実施された（4品種）。平成8年度に受託集団、農家の要望、配水関係等から品種の転換（あきたこまち、祭り晴れの導入、品種は4で変更なし）と地域の見直しがなされた（コシヒカリ団地の増、後掲第4図参照）。



第3図 平成9年度集団転作団地図

注. 吉良町役場資料より作成（黒塗り部分が集団転作団地）.

(4) 担い手農家の育成、認定農業者制とエリア制

一般経済の高度成長にともなって、吉良町の農家は前述のように比較的早くから兼業化が進み、階層分化と経営組織の分化が進んだ。したがって町、農協は早くから地域農業生産対策と担い手対策を積極的に推進してきた。すなわち、昭和30年代初めの吉良横須賀地区では集団栽培を推進し、後半には構造改善事業の実施と2農協の農作業の直営受託の実施（農協信託部）、45年からの横須賀農協

での水田請負耕作等を実施してきた。

昭和47年度には広域型の農業機械銀行が設立され、2農協もその一支所となったことから、農作業の受委託の仲介・斡旋を推進してきた。農協の技術信託が吉良吉田農協で農協型から農協管理型へと変更され、受託者が独立して49年度には機械銀行の受託者となり、また49年に設立された「愛知農業技能者協会」に個人資格で加入し、地域農業の担い手となった。吉良横須賀地区でも信託部を発展的に解消して受託集団を形成した（49年度

第6表 集団転作実施状況（平成9年度）
（吉良町）

（単位：㎡，％）

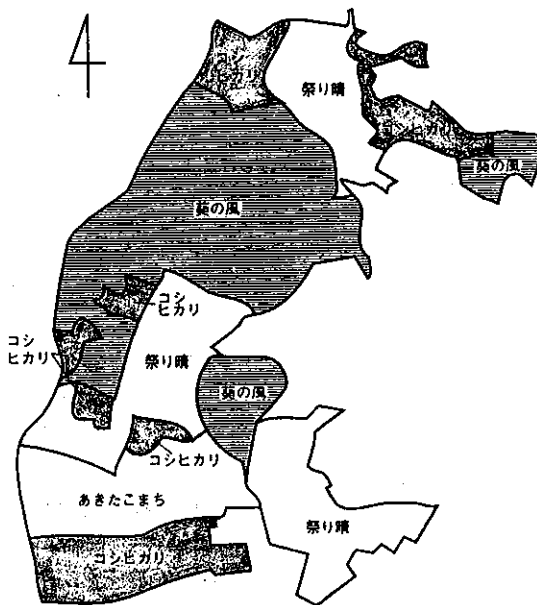
項 目	生産調整 実施見込み 面	うち集団 転 作	集 団 転作率
本支店			
吉田支店 （21 集落）	700,338	614,968	87.8
吉良吉田営農組合	201,081	187,561	93.3
小 計	901,419	802,529	89.0
萩原支店 （10 集落）	568,865	497,939	87.5
横須賀本店 （19 集落）	1,090,119	761,174	69.8
吉良町合計 （50 集落）	2,560,403	2,061,642	80.5

注(1) 平成9年11月末現在。

(2) 転作面積は337.9haである（256.0ha+81.9ha
＜定着除外＞）。

(3) 256.0ha=233.2ha（転作）+12.0ha（実績算入）
+5.6ha（自己保全管理）+5.2ha（調整
水田）

(4) 平成10年度の生産調整面積は372.8haである。



第4図 水稻作付け品種別の地域割り図

注(1) 羽田實「経営体が続々育つ吉良の“地域農業”」
（全国農業構造改善協会『農業構造改善』，1998年10
月号）より引用。

(2) 平成4年に設定，8年に改定。

認定農業構造改善事業，吉良横須賀西部営農
集団＜51年，6戸＞，同南部営農集団＜51～
52年，6戸＞⁽⁹⁾。

50年代に入ると農業構造改善事業によっ
て，農業委員会では農用地取得円滑化事業
を，吉良吉田農協では農用地信託を推進し，
農地の受委託による本格的な担い手育成対策
を開始した。それを受けて54年に吉良吉田
営農組合が組織され，発足した（後述）。55年
に農協に営農受託部会が設立され，これら営
農組合，受託者が組織化され，積極的な育成
が図られた。このように，農協が地域農業の
推進と担い手の育成において重要な役割を果
たしてきた。

なお，吉良町は西三河地域の特徴である農
作業受託が農地の受託へと展開してきた地域
であり，経営受託によって担い手は経営規模
を拡大している（最近の利用権設定面積の推
移は後掲第7表。ただし平成7年＜95年農業
センサス＞の田の借入面積は151ha＜農家＞
と102ha＜農家以外事業体＞の計253ha）。

さらに吉良吉田農協地区では61年から集
団転作を実施，吉良吉田営農組合がその受託
者として育成された。平成2年に農協が合
併，集団転作が全町規模で実施され，横須賀
地区の2営農組合もその受託者となった。6
年（5月）の農協総代会で農地保有合理化法
人の実施規定が承認され，合理化法人となる
とともに，「農業経営基盤強化促進法」による
認定農業者の作業が進められ，認定された。

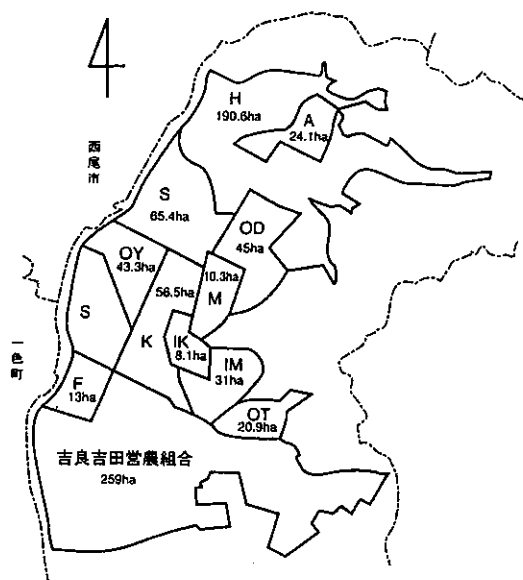
すなわち，農協の新農業経営体推進本部で
は，町からの作業要請を受けて，「認定農業
者」の作業を進め，アンケートによる経営規
模拡大希望全農家52戸に案内状を出し，打
ち合わせ会議を持った。しかし出席者が約半
数に止まったことから個別的に話し合い，稲
作関係は最終的に営農組合協議会の1法人
（吉良吉田営農組合）と6名（2集団：吉良横
須賀西部営農組合，尊実営農組合＜旧南部営
農組合＞），それに新たに希望した5名の計

第7表 利用権設定、存続面積の推移（吉良町）

(単位：a, ha, 人)

年 \ 項目			田 畑 計			貸し手数 (人)	借り手数 (人)
新規・再設定 (a)	平成6年	新規	372.9	146.1	519.0	23	11
		再設定	337.8	11.7	349.5	13	5
		計	710.7	157.8	868.5	36	16
	7年	新規	444.4	96.0	540.4	27	20
		再設定	424.1	0	424.1	23	6
		計	868.5	96.0	964.5	50	26
	8年	新規	445.7	61.1	506.8	33	22
		再設定	566.4	33.2	599.6	31	12
		計	1,012.1	94.3	1,106.4	64	34
	9年	新規	442.3	79.0	521.3	32	19
		再設定	603.9	0	603.9	22	13
		計	1,046.2	79.0	1,125.2	54	32
存続 (ha)	平成6年		51.7	2.2	53.9	245	27
	7		69.6	4.7	74.3	268	46
	8		74.0	5.2	79.2	299	66
	9		72.2	6.1	78.3	662	47
	10		81.1	7.5	88.6		

注. 農業委員会資料より作成。各年1～12月の設定と12月末実績である。



第5図 農作業、農業経営受託地域割り図

- 注(1) 資料は前掲第4図に同じ。平成7年に設定。
 (2) 受託者（認定農業者）別の受託エリアを示す
 （ローマ字は受託者氏名の略）。

12名となった（うち5戸複合経営、7年1月認定。総数は1法人と21農家）。

これら認定農業者の受託圃場の分散を防ぐために受託エリア制とし、エリアは申告した経営受託面積の割合に応じて、また今後の経営形態を考慮して決定された。すなわち、各自の受託地域面積と地域をそれぞれのエリアとするために、役場産業課と農協支店、推進本部の3者で話し合っ素案を作成し、受託者の了解を得て決定したのである（第5図）。そして今後10年間をメドにして、利用権の更新時にエリア体制に徐々に誘導して整備する計画としている。

以上のように、吉良町では地域農業構造の再編が始まった昭和40年代初めから町、農協が地域農業の振興、再編を積極的に推進してきた。その場合、兼業が深化した地域であることから担い手の問題が大きな課題であり、担い手の育成に重点を置いてきた。稲作では集落を超えた農作業、農地等の受委託の仲介・斡旋を農協が実施することによって、

すなわち「広域的」な農地利用調整を農協が推進することによって、担い手を育成してきたのである。「集落」は集落内部の調整機能は持っているが、集落を超えた「地域」では新たな調整機能と組織を設けることが必要であり、吉良町ではその役割を主に農協が担ってきたのである。最近では集団転作、品種統一、エリア制等さらに幅広い農地利用調整を推進しており、それによって担い手を育成するとともに地域農業生産の新たな秩序関係を形成している。

農協のこのような支援体制の下に、地域の農業の担い手が主体的にどのように形成され、展開してきたのか、そして地域の新たな農業生産体制がどのように整備されてきたのか、次に吉田地区の農事組合法人：吉良吉田営農組合を検討することにする。

注(1)「新年度(平成6年度)より“新農業経営体推進本部”を設立し、21世紀に向かって新しい地域営農振興の体制を強化」することになった(吉良町農協『第5回通常総代会資料』32頁)。

(2) 吉良町農協『新農業経営体推進事業計画書』(平成6年8月)2頁。

(3) 平成12年4月に西尾市と幡豆郡3町の5農協が合併してJA西三河となり、JA吉良町新農業経営体推進本部は吉良横須賀支店の営農管理課に吸収され、地域営農指導体制の新たな在り方が問われている。

(4)『麦作共励会平成6年度報告書』77頁。

(5)「麦作共励会報告書(尊実くたるみ>営農組合)」資料参照。

(6),(7)『平成6年度 全国麦作共励会表彰農家・集団の概要』(<社>全国米麦改良協会)78~79頁による。

(8)『日本農業新聞』(平成5年6月18日)による。吉田地区での圃場整備完了時点での品種は3品種に限定された(聞き取り)。

(9)「農業構造改善実績報告書」前4章の注(5)も参照。

6. 吉良吉田営農組合の形成と展開

(1) 営農組合の設立、展開と法人化

旧吉良吉田農協では、前述のように第1次農業構造改善事業で導入したトラクターによって、昭和38年からオペレーターを雇用して農作業の受託を開始した。オペレーターは、当初、現吉良吉田営農組合の顧問で退職したH氏とT氏の2名であった(専属トラクター所有)。40年に農協信託部となり、41年頃に農協がトラクター1台を導入、農協青年部に担当させた(15~16名、農協が免許を取得させた、日給制)。この体制が2年ほど続いたが、作業に対する苦情とトラクターの故障等によって、現吉良吉田営農組合の代表理事のN氏とA氏とが残り、当初からの2名と合わせて4名体制で受託を継続した。

昭和47年(11月)に農業機械銀行の一支所となったことから、受託者として吉良吉田支所では吉良吉田農協信託部(4名)が登録された(吉良横須賀支所では吉良横須賀農協信託部<8名>)。なお、このような農協信託部は既に農協直営型から受託者の独立によって農協管理型へと移っていたこと、しかも農業機械銀行方式がそれに拍車をかけたことが指摘されている⁽¹⁾。吉良吉田農協でも4名体制になった頃に農協から独立して農協管理型へと移った。そして50年頃には5~6名が中心となって活動していた。

53年度から第2次農業構造改善事業で農協が「農用地信託」を開始し、経営受託による自立経営農家の育成を図ることになったことから、トラクター、自脱型コンバインが導入され、格納庫等が設置された。その受け皿組織として54年に任意組織の「吉良吉田営農組合」が組織された⁽²⁾。吉良吉田農協信託部(農業機械銀行吉良吉田支所オペレーター)の4名を中核にして新たに2名を加えて6名で発足した。その後、4~5年の間に2

名が入れ替わった。農協は、各種の補助事業を導入して、機械類の装備を助成し、地域農業の担い手として育成し、集団転作では受託者として位置付けた。

平成2年1月に委託者からの信頼をさらに高めるため、また後継者の確保、節税問題等から農事組合法人とした⁽³⁾（出資金900万円）。農協に事務所を置き、引き続き農協との密接な関連の下に活動することになった⁽⁴⁾。その後、構成員は5年3月に1名が家の都合で脱退したことから（当初の参加者の後継者が引き続き参加していたが、自営ノリ養殖に専従のため）、その補充と今後の後継者問題を考慮して2名を従業員として新規採用した（30代、40代各1名、将来組員予定）。7年3月に顧問として残っていた1名が退職したので（自営業あり、定年は60歳）、平成9年現在の構成員は6名である（第8表）。

新規採用は町内出身の農外従事者からであり、数年間にわたる代表理事の熱心な説得によるものであった。1名は自動車工業関連工場の溶接、旋盤工、他の1名は農機具メーカー勤務の一級整備士であった。地域農業を担う組織として、組織の継続と人材確保に努めてきた⁽⁵⁾。

(2) 営農組合の活動実績の推移

1) 受託実績の推移

吉良吉田営農組合は農業機械銀行の受託者を中核にして組織されたことから、当初の活動はその農作業の受託を主とするとともに実

績も比較的多かった。営農組合を組織した54年でも春作業（耕起、代かき）で100ha、秋作業（収穫）で約30haあった。それに農協が幹旋（再委託）を開始した借地が新たに8ha加わった（第9表）。

機械類の装備の充実と農家の兼業深化にともなって受託活動がしだいに活発になり、部分作業が著しく伸びた。60年には耕起が100haを超え、61年には代かき、63年には収穫がそれぞれ76haと最高面積を示した。主に部分作業の受託によって実績を拡大した時期であった。それとともに借地も徐々に増加して、60年には19haとなったが、あまり多くはなかった。

昭和61年に新たな転機を迎えた。前述のように集団転作が実施され、その受託集団となったからである。そして、転作団地の整備・拡大と転作面積の増加によって、転作麦の面積を急速に拡大させた。それとともに麦跡の大豆作の試作にも成功し、麦一大豆作体系による作付け面積の著しい増加をみせた。水稻、麦、大豆の作付け延べ面積の推移をみると、昭和61年の41haから63年の50ha、平成2年の100ha、7年の150ha、10年の200haと急速に拡大している。しかもその大部分が麦、大豆によるものであり、平成10年には両者によって作付け面積の86%を占めるまでになった（麦跡大豆作付け率75%）。この年に麦、大豆がそれぞれ90haを超え、稲作面積の倍以上の面積となった。これはエリア地区が必ずしも大きくないことから、稲作面積が少なく、農地利用を集約化しているからであり、麦一大豆作がすでに「本作」となっている⁽⁶⁾。

部分作業は受託面積の少ない田植えを除いて60年代前半にピークを迎え、以後、しだいに減少させ、平成9年にはいずれの作業も30～40haとなった。営農組合は集団転作とともに展開してきたのである。平成7年に認定農業者となり、受託エリアとして従来からの

第8表 吉良吉田営農組合の構成員
(平成9年現在)

氏 名	年 齢	役 職
N.Z	52	代表理事
M.A	44	理 事
H.M	60	理 事
N.M	46	理 事
N.H	47	職 員
O.T	37	職 員

第9表 吉良吉田営農組合の形成と展開過程

年		名称	構成員 (人)	粗収入 (万円)	作付け (ha)			主な部分作業 (ha)				主な機械 (台)			備 考
					水稲	麦	大豆	耕起	代かき	田植え	収穫	トラクター	田植機	コンバイン	
	昭37													37 第一次農業構造改善事業(宮好地区)	
	38	吉良吉田農協信託部	2 2+ 15 ~16 4	32				7.0			1			38 吉良吉田農協農業作業請負開始 40 吉良吉田営農信託部設立 46 稲作生産調整本格的開始 49 西三河南部地域農業機械銀行に加入	
水田利用再編対策	第一期	53												53~56 第二次農業構造改善事業	
		54	6	1,661	8.0		60.6	40.8	3.5	26.8	3		2	54 トラ1台、自脱コン1台導入(農機) 54 吉良吉田営農組合として独立	
		55												54 吉良吉田農協が経営受託事業開始→営農組合が水田経営受託開始	
	第二期	56	6	2,420	11.4		89.8	63.9	6.4	31.8	5	3	3	55 トラ2台、コンバイン1台導入(農機) 55 吉良町農協営農組合連絡協議会発足	
		57	6	3,417	12.9		95.2	58.3	9.7	37.3	5	3	3	56 コンバイン1台導入(農機) 57 新農業構造改善事業 57 農村総合整備モデル事業 59 トラクター1台導入(農協助成)	
		58	6	3,024	14.7		81.0	61.6	12.4	49.0	5	3	3	60 吉良吉田地区稲作推進協議会発足	
	第三期	59	6	3,531	15.8		85.0	53.9	17.8	53.3	5	3	3	61 コンバイン1台導入(転作補助)	
		60	6	4,809	19.0		115.5	61.7	20.8	59.8	5	3	3	61 吉田地区集団転作開始→営農組合が集団転作地を一括受託、麦栽培と麦跡大豆栽培開始	
		61	6	4,633	17.8	22.2	1.0	73.6	75.8	19.5	62.9	6	3	4	63 大豆用コンバイン1台導入(補助) 63 県営圃場整備事業(吉田・大島)終了 63 コシヒカリ団地化 2年1月 農事組合法人となる(900万円)
	前期	62	6	5,967	19.0	28.6	67.4	74.0	21.5	56.0	5	3	4	2年4月「吉良町農協」発足	
63		6	7,605	25.5	38.7	13.0	60.1	70.2	25.2	76.0	8	3	5	2 パソコン導入 3 吉良町農協稲作合理化推進委員会発足→水稲地域別品種作付け協定(4品種)	
平元		6	8,828	29.4	43.9	15.0	53.1	65.8	27.1	71.8	5	3	4	3 自脱コンバイン1台導入(補助) 4 ひまわり農園開始 5 (1名脱退)、2名の職員採用 5 農協が農地保有合理化法人取得	
後期	2	6	10,641	32.9	54.2	19.0	52.0	65.0	24.9	68.8	6	3	6	6 吉良町農協「新農業経営体推進本部」設置→担い手地域割り(7年1月策定)	
	3	6	12,418	39.6	55.1	24.4	44.1	52.2	24.8	64.5	9	3	7	6年11月 天皇杯受賞(第33回農林水産祭)	
	4	6	14,675	45.8	55.5	19.8	43.8	56.8	26.3	62.9	8	3	7	6 ラジコンヘリ導入、広域防除開始 7 1名退職 9 ラジコンヘリによる転作物防除と水稲直播栽培開始	
水田営農活性化対策	5	農事組合法人吉良吉田営農組合	5(2)	15,345	44.4	55.9	31.5	36.0	50.6	29.2	67.9	8	3	6	10 ラジコンヘリ2機導入 10 大豆不起耕播種機開発
	6	5(2)	16,500	46.7	55.5	37.8	40.0	56.2	26.4	61.2	8	3	6		
	7	4(2)	15,611	41.8	57.9	54.1	41.7	49.2	27.7	58.7	9	3	7		
新生産調整推進対策	8	4(2)	17,936	41.4	76.3	62.7	33.8	45.7	24.8	49.2	9	3	7		
	9	4(2)	16,593	44.6	79.1	59.3	28.6	38.3	23.5	47.9	10	3	8		
緊急生産調整推進対策	10	4(2)	15,718	41.0	95.5	91.6	26.7	30.9	20.6	44.0	10	3	8		
	11	4(2)	19,031	40.3	96.7	95.3	25.9	30.6	21.6	42.1	10	3	8		

注. JA 全中『地域農場システムセミナー』(平成10年7月)を基礎資料として、その他資料によって作成。

第10表 受託経営耕地面積の変化（平成4～9年）
（吉良吉田営農組合）

（単位：a）

年度・区分		水 田	うち転作地	畑	合 計
平成 4 年	利用権設定	2,830	538	17	2,847
	経営受託地	2,211	137	35	2,246
	転作受託地	4,875	4,875	—	4,875
	作業受託地	35,368	0	—	35,368
9 年	利用権設定	3,503	1,549	17	3,520
	経営受託地	2,998	462	35	3,033
	転作受託地	5,900	5,900	0	5,900
	作業受託地	26,366	0	0	26,366

注(1) 平成4年は、西尾市農業改良普及所・吉良町農業協同組合「農事組合 吉良吉田営農組合」資料、平成9年はJA 全中『地域農場システムセミナー』（平成10年7月）、27頁による。
(2) 作業受託地は前掲第9表以外に育苗、運搬、土改剤散布を含む。
(3) 事業年度は1月1日～12月31日である。

旧吉良吉田農協管内を引き継いだ（ただし同地区で認定農業者が1名形成されたことから、地域領域が13ha程減少し259haとなった。前掲第5図参照）。現在ではこの地区のほぼ半分の水田（90ha＋＜30～40ha＞）を受託している。

2) 農地の借入区分別面積の推移

農地の借入による経営受託は、農協が昭和53年度から農用地信託を実施、55年度に営農受託部会を設立、平成6年度から農地保有合理化事業を実施してきたこと等から、農地貸借の利用調整は農協が主導的に行ってきた。この経営受託には、利用権を設定した借入と農家の希望によって利用権を設定しない経営受託とがある。転作は期間借地（麦一大豆）である（委託農家が畦草刈りを負担）。

この農地の借入関係をみると、最近の変化（平成4～9年）は第10表のようであり、平成4年は水田借入面積が利用権設定で28ha、経営受託地で22haの50haであり、利用権設定率は56%であった。9年になると利用権設定、経営受託地が共に7～8ha増加して65

第11表 水田の新規受託、解約（参考）
（吉良吉田営農組合）

（単位：戸、筆、m²）

	新規受託			解 約		
	戸数	筆	m ²	戸数	筆	m ²
平成6年	13	23	23,811	(集計なし)		
7	8	11	22,449	(集計なし)		
8	16	24	27,190	(集計なし)		
9	14	24	33,472	(集計なし)		
10	9	17	24,658	14	22	16,120

注、営農組合のメモを村松が整理したものであり、確定数字ではない。

haとなったが、利用権設定率はほぼ同率の54%であった⁽⁷⁾。利用権設定と経営受託地による増加面積が年平均で約3haあり、しかも転作が10ha増加したことから年平均では2haの増加であり、両者で年々5haの増加をみてきた。

この農地・経営の借入を新規受託と解約との関係によってみると第11表のようであり（平成6～10年）、毎年新規受託が10～15戸、2～3haある。しかし解約が平成10年で14戸、160a程あり、借地内部で新規・解約による流動性がみられる（解約は契約年数にかかわらず申し出があれば随時解約して、返還することにしている）。

3) 農地・経営の委託農家及び圃場

平成9年に吉良吉田営農組合に農地・経営を委託した農家数は256戸であり、員内（町内在住の農協組合員）が231戸、員外（町外在住の非農協組合員、入作や相続による分割等）が25戸である（第12-1表）。員外が1割程ある。委託面積規模別では、3,000m²以下が174戸で約70%とその大部分を占め、3,000～5,000m²が51戸、5,000m²以上が30戸であり、平均では2,539m²である。特に員外が999m²と零細である。

1戸当たりの委託圃場数は（第12-2表）、1筆が114戸で45%と半数近くを占め、2筆までを含めると178戸で70%となり、その大

第12-1表 委託面積規模別農家数（平成9年）
（単位：戸）

	員 内	員 外	計
(m ²) ～ 1,000	45	16	61
1,000～ 2,000	69	5	74
2,000～ 3,000	35	4	39
3,000～ 4,000	28	—	28
4,000～ 5,000	23	—	23
5,000～ 6,000	15	—	15
6,000～ 7,000	4	—	4
7,000～ 8,000	6	—	6
8,000～ 9,000	4	—	4
9,000～10,000	1	—	1
10,000～11,000	1	—	—
計	231	25	256

注(1) 吉良吉田営農組合資料より作成。以下第12-3表まで同じ。

(2) 員内は町内の農協組合員、員外は町外の非農協組合員。

(3) 1戸平均2,539 m²（員内2,706 m²、員外999 m²）である。

部分を占めている。委託圃場数は1～2筆である。3筆以上は78戸で30％程度にすぎない。1戸平均でみると2.1筆で、員内が2.2筆、員外が1.3筆である。特に員外は委託面積が零細であることから、1筆の割合が80％とその大部分を占めている。

委託圃場総数は546筆であるが（第12-3表）、1筆の圃場規模が1,000 m²以下が286筆で52％と半数を占め、1,000～2,000 m²の85筆、34％を加えると、この両者で約90％とそのほとんどを占めている。2,000 m²以上は75筆で14％にすぎない。特に員外の圃場規模は零細である。基盤整備されたとは言え、市街地に隣接する地域では圃場規模が1,000 m²以下であるなど、零細である。1筆平均では1,191 m²であり、員内が1,216 m²でやや大きく、員外は781 m²と零細である。ただし実際の作業では、圃場が隣接する場合には畦畔を抜いて連担圃場として作業を実施するなどしており、圃場規模はこれよりも大きい。

これらの委託圃場（吉良吉田営農組合の受託圃場）の分布は後掲第6図のようであり、

第12-2表 一戸当たりの委託圃場数（平成9年）
（単位：戸）

	員 内	員 外	計
1 筆	94	20	114
2	61	3	64
3	39	2	41
4	21	—	21
5	9	—	9
6	3	—	3
7	2	—	2
8	1	—	1
9	1	—	1
計	231	25	256

注. 一戸平均2.1筆（員内2.2筆、員外1.3筆）である。

第12-3表 委託圃場の規模別（平成9年）
（単位：筆）

	員 内	員 外	計
(m ²) ～ 500	64	6	70
500～1,000	197	19	216
1,000～1,500	116	6	122
1,500～2,000	63	—	63
2,000～2,500	40	—	40
2,500～3,000	18	1	19
3,000～3,500	13	—	13
3,500～4,000	1	—	1
4,000～4,500	1	—	1
4,500～	1	—	1
計	514	32	546

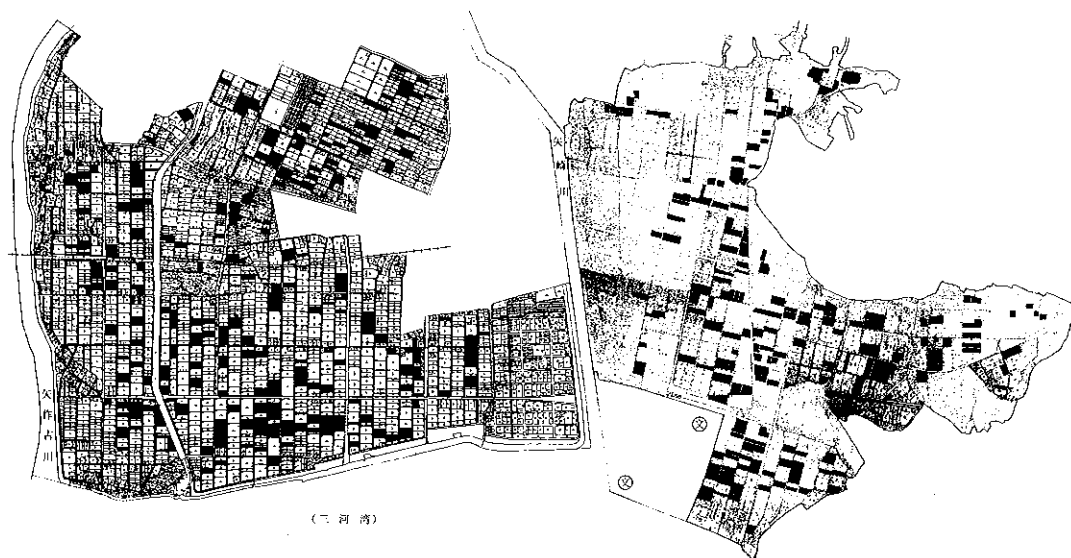
注. 一筆平均1,191 m²（員内1,216 m²、員外781 m²）である。

分散がみられる。しかしこれに転作団地（前掲第3図参照）、さらに後述の部分作業の受託圃場を加えると、全体としては地区の水田面積の約半分を受託しており、受託圃場の分散は比較的少ないといえる。

4) 受託農作業面積の減少と体系化

吉良吉田営農組合の主な受託活動は、昭和60年代前半までは農業機械銀行の受託者としての部分作業の受託であった。すなわち、機械銀行（農協）によって仲介・斡旋された農作業の受託であった⁽⁸⁾。

61年からの集団転作の受託によって期間



第6図 農地・経営受託圃場図（平成9年）

注. 吉良吉田営農組合資料より作成（黒塗り部分が受託圃場）.

借地を含めた経営受託へと大きく展開した。すなわち 60 年代前半に部分作業はそれぞれの受託ピークを迎え、平成に入ってから田植えを除いて減少に転じ、最近はいずれの作業でも年々5〜8 ha ずつ減少している。そして現在では農地・経営受託をベースにした大規模経営受託組織体として形成され、活動している。農事組合法人として、一つの経営組織体として主体的に経営活動が出来るように農地・経営受託を基盤にしているのである。

それにともなって、部分作業の受託の性格も変化してきた。部分的な作業受託から体系的な作業受託へと変化してきたのであり（平成9年の実績は第13表参照）、農家の委託作業が体系化してきた。農作業の委託が農地・経営委託への過度的な状態となっているのである。同一農家の作業委託状態をみても、春作業の基幹3作業（耕起、代かき、田植え）のうち委託した作業数別農家割合は（平成9年、作業による委託面積に差がある場合はほぼ30%以内とした）、3作業が47.5%で半数

第13表 農作業受託実績（平成9年度）
（吉良吉田営農組合）

（単位：a, 円）

項 目		面 積 (a)	金 額 (円)
春 作 業	1回耕 起	318.0	187,620
	2回セット耕起	2,491.4	2,265,318
	3回耕 起	54.1	57,346
	代 か き	3,831.5	1,992,407
	畑 1 回	56.9	33,571
	植 え 付 け	2,353.6	1,600,448
	苗 (箱)	5,605	4,381,360
	薬 剤 散 布 (箱)	5,420	612,460
	小 計		11,130,530
	合 計		20,984,824
秋 作 業	コ ン バ イ ン	4,791.7	8,768,811
	運 搬	4,644.4	1,068,213
	畑 1 回 耕	30.3	17,271
	小 計		9,854,294

注(1) 資料は前掲第10表と同じ。

(2) 金額は消費税を控除した額である。

を占め、2作業が28.4%、1作業が23.5%、ゼロ（3作業以外）が0.5%であり、2～3作業が76%と3分の2を占め、体系化している。

また、春の代かき作業を委託した農家が、秋のコンバイン作業を委託した農家割合も76.7%と高く、春と秋の作業をほぼ一貫して委託している。したがって、営農組合の受託している作業別面積の差が少なく、コンバイン作業の50haを除くと、その外の作業は30～40haでほぼ同じである。農家の委託作業が体系化してきているのであり、農地・経営委託への過渡的な作業委託となっている（営農組合は経営委託予備軍とみている。営農組合の年間の農作業、活動状況は第14表参

照）。

(3) 営農組合の経営収支

営農組合の粗収入の推移は前掲第9表のようであり、営農組合を設立した54年の1,700万円から62年の5,000万円、平成2年の1億円、5年の1.5億円、9年の1.7億円と比較的順調に伸ばしてきた。この伸びを時期別にみると、集団転作受託前（昭和54～60年）と後（61～平成9年）では大きな差がみられ、集団転作受託前は年平均増加額は450万円であったが、受託後は1,087万円と倍以上になった。しかし粗収入が前年よりもマイナスとなった年が転作受託前は1年（ただし55年不明）であったのが、受託後は3年もあり、しかも最近の平成7年と9年を含んでおり、麦、大豆の作付け面積の増加によって経営が不安定化してきていることが指摘される⁽⁹⁾。

従業者一人当たりの粗収入額の推移によってみても、57年に500万円、62年に1,000万円、平成2年に2,000万円、8年に3,000万円を超えたが、最近では米価の低迷と麦、大豆の大幅な作付け面積の拡大にもかかわらずこれらの価格の低迷によって粗収入額は伸び悩んでいるのである。

粗収入額構成とその変化の特徴を平成4年と9年とを比較してみても（後掲第15表）、4年は水稲が47.0%でほぼ半分を占め、次いで受託作業料の21.7%、小麦の18.4%であったのが、9年になると粗収入額は4年よりも約2,000万円も増加したが、水稲は1,400万円も減少して33.0%に低下した。受託作業料も600万円減少して15.7%に低下した。代わって小麦が1,700万円、大豆が2,700万円の大幅な増加をみた。両者で米の粗収入額、割合を大きく上回ったのであり、麦一大豆作が法人経営の主作となった。経営構造が大きく変化したのである。それとともに支出構造も大きく変化したのであり、種苗費が200万円、肥料費等が700万円も増加した。なお雇

第14表 農作業、活動事業報告（平成8年度）

月 日	事業、活動内容
1/ 8～ 1/13	ようりんケイカル請負散布
1/ 8～ 2/12	大豆選別
1/17～ 2/10	田耕起
1/29～ 2/16	追加転作麦播種
2/12～ 2/13	麦追肥
2/14	大豆出荷（2,593袋）
2/28	第6回通常総会
3/11～ 3/12	麦穂肥
3/14～ 3/15	営農組合協議会・視察参加 （クボタ、日本農業）
3/19	県麦作・大豆作共励会表彰式
2/20～ 4/ 2	苗場、種子水準備、機械整備
4/ 8～ 4/ 9	麦作病害防除
3/27～ 5/21	耕起、初播種、苗管理、代かき、 田植え
6/ 5～ 6/ 7	玉ネギ収穫
6/17～ 6/25	麦刈り
6/29	ひまわり播種（2ha）
7/ 3～ 7/18	大豆播種（62ha）
7/25～	部会別ソフトボール大会参加
7/23～ 8/23	稲、大豆栽培管理
8/22～ 8/23	ひまわり農園開園
8/26～ 9/ 6	稲刈り（初星、コシヒカリ）
8/24～ 9/21	大豆虫害防除
9/27～10/ 4	稲刈り（祭り晴）
9/10～11/ 6	コンバイン整備、大豆手入れ
11/ 7～	農業まつり参加
11/15～12/16	大豆刈り取り
11/16～12/25	麦播種、麦管理
12/26～12/27	大豆選別

注. 吉良吉田営農組合資料より引用。

第15表 営農組合の収支関係
(吉良吉田営農組合)

(単位: 万円, %)

年 度	項 目	平成4年度		9年度	
		金額	割合	金額	割合
収 入	水 稲	6,895	47.0	5,474	33.0
	小 麦	2,699	18.4	4,393	26.5
	大 豆	210	1.4	2,869	17.3
	受託作業料	3,181	21.7	2,600	15.7
	転作奨励金	722	4.9	917	5.0
	事業補助金	479	3.3	0	0
	その他	490	3.3	340	2.0
	合 計	14,675	100.0	16,593	100.0
支 出	種 苗 費	578	7.3	781	7.8
	肥 料 費	847	10.7	*1,995	19.6
	農業薬剤費	287	3.6		
	光熱動力費	173	2.2	231	2.3
	諸 材 料 費	152	1.9		
	土地改良費	0	0	0	0
	貸借料及び料金	1,226	15.4	1,323	13.3
	減価償却費	1,071	13.5	1,061	10.6
	修繕費	967	12.2	1,065	10.6
	農 具 費	4	0		
	支払い地代	1,361	17.1	1,580	15.8
	雇用労働費	540	6.8	1,368	13.7
	租 税 公 課	57	0.7	41	0.4
	その他	682	8.6	589	5.9
	合 計	7,943	100.0	9,997	100.0
農 業 所 得		6,732		6,596	
所 得 率		45.9		39.8	

注(1) 事業年度は1月～12月である。資料は前掲第10表と同じ。

(2) 平成9年の*は資材費(平成4年の肥料費、農業薬剤費、諸材料費)、農具費は記入なし。貸借料及び料金はカントリーエレベーター利用料金。

用労働費の800万円の増加には2名の職員給与を含んでいるが、生産費が総額で2,000万円も増加した。それにもかかわらず粗収入額は伸び悩んでおり、収入に占める農業所得割合(所得率)は45.9%から39.8%へと6.1ポイントも低下した⁽¹⁰⁾。

このように、この経営構造の変化には問題を含んでいるのであり、水稻粗収入が大きく減少したのである(マイナス20.6%)。これは作付け面積の減少率が2.6%であったことか

ら、米価の低下10.0%と反収の変動が大きく影響したと推測される⁽¹¹⁾。法人経営の経営基盤である稲作が大きく揺らいでいるのである。また、農業粗収入が約2,000万円も増加したのに農業所得は逆に136万円も減少しており、10a当たりの粗収入が(9年)、米では12.3万円であったのに対して麦、大豆は5～6万円にすぎず⁽¹²⁾、しかも所得率が低いことから、農業所得が減少するという結果を生じたのである。法人経営の不安定化と“働か割にはもうからない”という経営状態になってきており、「麦一大豆」本作化に対する国の抜本的な経営対策が望まれている。

注(1) 幡豆郡等でみられた農協信託部がオペレーターの自主的運営によって農協直営型から管理型に変わり、さらに農業機械銀行の設立によって農協調整型へと移ったことが指摘されている(農林省農蚕園芸局肥料機械課『農業機械銀行導入実験事業現地調査報告書』、昭和48年3月、87頁)。前4注(5)も参照。

(2) 吉良町農業協同組合「農事組合法人 吉良吉田営農組合の概要」(JA 全中『地域農場システムセミナー』、平成10年7月、26～32頁)参照。第2次農業構造改善事業(吉良吉田地区)で、自立経営等育成計画として水稻専業農家6戸育成、農作業受託戸数6戸の育成計画がなされている(全国農業会議所『第2次農業構造改善事業計画総覧——昭和53年度地区版——』、昭和54年3月、148頁)。この農業構造改善事業でトラクター3台、自脱型コンバイン3台、田植機2台等が導入された。

(3) 「法人化で経営力強化へ——愛知県の吉良吉田営農組合——」(『日本農業新聞』、平成2年2月16日)も参照。

(4) 『農事組合法人吉良吉田営農組合法定款』第1章総則。

(5) 今までに優良集団として多くの表彰を受けてきたが、全国段階の表彰は、全国麦作共励会(全国米麦改良協会会長賞、平成3年1月)、同(農林水産大臣賞、平成6年1月)、第6回農業機械効率利用等農業高度化推進全国共励会(農林水産大臣賞、平成6年3月)、第33

回農林水産祭（天皇杯、平成6年11月）等である。

- (6) 大豆栽培面積の著しい拡大の栽培技術的要因として、無人ヘリ防除と吉良吉田営農式部分耕播種機の開発が指摘されている（愛知農業普及協会『NOGYO AICHI』、2000年5月号）。組作業による機動的な「キラバン方式」については、『農業協同組合新聞』（平成11年11月18日）参照。海拔ゼロメートル地帯の排水管理対策については、『全国農業新聞』（1999年8月6日）参照。

地域基盤が約700haと広く、利用権設定面積が200haと大きい（利用権設定農地のみ受託）豊田市の農事組合法人：若竹の経営状況と経営行動については、窪田清一・村松功巳「“麦—大豆”本作化における課題——愛知県豊田市：農事組合法人若竹——」（農業総合研究所『農総研季報』No.47、2000年9月）参照。

- (7) 農業センサスの借入耕地面積は（ただし吉良町）、90年（平成2年）が農家145ha、農家以外が33haの計178ha、95年（平成7年）が農家151ha、農家以外が102haの計253haであり、農家以外の増加が著しい。
- (8) 西三河南部地域農業機械銀行は現在も活動しており、農作業料金の統一と農作業の受委託の仲介・斡旋、そして料金の精算を電算システムによって農協の受・委託者の口座を利用して処理している。
- (9) 平成10年度は麦の不作によって麦作収入が著しく減少し（本文第9表参照）、役員報酬を1,200万円から1,000万円に引き下げた。
- (10) 地代は、粃90kg/10aを基準として75kg、60kg、0（ゼロ）に区分し、受託契約時に圃場毎に決めている。平成9年は前者から499筆（91.4%）、28筆（5.1%）、18筆（3.3%）、1筆（0.2%）となっている。支払いは現金（3類1等基準、平成9年は単価271円）か「白米引換券」（農協発行）による現物精算である。期間借地（転作田）は、田の所有者が転作補助金を受け、営農組合が収穫物（麦）を取得、田を耕耘して返している。会計処理及び土地台帳、作業日誌等の諸帳簿の整理はパソコンを利用してしている。
- (11) 第15表の支払い地代額を第10表の借地（利用権設定面積と経営受託面積）で除して

算出すると、平成4年が27,000円/10a、9年が24,300円で10%低下している。平成9年には台風が7号、8号、9号と相次いで来襲した。

- (12) 第15表の作物別の粗収入額を第9表の作付け面積で除して算出した。

7. おわりに

わが国の稲作経営は零細であり、経営内・外から規模拡大を迫られている。したがって個別的な規模拡大とともに、農業生産組織を形成したり、地域農業生産の組織化等によって経営規模の拡大を図ってきた。しかしその規模拡大は十分ではなく、集落型生産組織等では組織を再編して事業規模を拡大すること等が求められている。このような地域組織化の広域的な在り方を先進地の愛知県の事例によって検討した。

愛知県は中京工業地帯に位置し、兼業化が早くから進み、しかも深化して担い手問題が特に大きな課題となった地域である。したがって担い手育成に重点の置かれた対策が推進されてきた。農協が担い手を確保し、組織化して、広域的に農作業、農地を利用調整して集積し、育成してきたのである。農協の地域“調整組織”としての重要性が指摘される。

事例分析として取り上げた吉良町は、自動車産業を中心とする西三河工業地帯の南部に位置しており、やや兼業化が遅れたが、担い手問題が深刻化した地域である。旧吉良横須賀農協管内では集落を基盤とする集団栽培組織が形成されたが、農業構造改善事業を契機に、吉良吉田農協とともに農協直営型の農作業受託事業を実施、それを斡旋型の農協管理型へと移行させ、さらに農業機械銀行の支所へと発展させた。広域的関係を基盤にして、農協が農作業の受委託の斡旋によって受託者の育成を積極的に図ってきたのである。

この農業機械銀行の受託者を基盤にして、旧吉良吉田農協では吉良吉田営農組合を設立

し、農作業の斡旋さらには農地の流動化を図って、担い手として積極的に育成してきたのである。しかも農協に営農受託部会を設立してその部会員として、農協と密接な関係の下に育成してきたのである。集団転作の受託者としても地域の担い手として明確に位置づけた。そして現在では、農協は転作団地の形成、品種の統一、受託エリアの設定等により、より一層総合的な地域農地利用調整機能を発揮しており、地域調整主体としてより重要な役割を果たしている。行政も転作の推進、認定農業者制度等では農協と両輪となって推進している。しかし、主に農協が、委託者の要望と苦情を受け、利害関係にある受託者との調整を図って、営農組合を育成してきた。地域調整組織としての農協の重要性が指摘される。

他方、営農組合は農協からの支援を受け、主体的に地域の担い手として経営規模の拡大を図るとともに、法人化して組織経営体としての体制を整え、地域の営農集団として活動するまでに成長した。稲作の減反面積の増加にともなって、麦・大豆作を「本作化」し、土地利用の集約化によって経営規模の拡大に努めてきた。しかし最近では、米価の下落・低迷、麦、大豆の反収の不安定性、価格低迷等によって、販売額の伸び悩みと不安定性に直面しており、国の抜本的な経営安定化対策が求められている。

地域調整の問題では、農協の広域合併によってその新たな在り方が問われている。しかも既に営農組合は成長してきており、営農組合の地域調整機能によって地域の農地(260 ha)の広域的な営農システムを形成するまでの段階にきている。今までは地域調整組織と担い手が分離した関係によって展開してきたが、その在り方が問われる段階に来ているのであり、広域型の地域調整の新たな在り方を模索する段階にきている。

〔参 考 文 献〕

- 〔1〕 堀内久太郎「農事組合法人 吉良吉田営農組合」(全中『農業高度化をめざして——第6回農業機械効率利用等農業高度化推進全国共励会受賞者の記録——』,平成6年2月)。
- 〔2〕 村松功巳「担い手育成と地域の管理・運営」(全中農業対策部・全国農業機械銀行連絡協議会『農機・組織効率利用情報』No. 59,平成7年7月)。
- 〔3〕 八木宏典,李哉滋,木下幸雄「JAを中心とした農地利用調整システムと担い手育成——愛知県吉良町」(全中『地域農場システムづくり事例集——農用地利用調整と担い手づくりを現地に見る——』,平成8年7月)。
- 〔4〕 竹谷裕之『平成8年度 農業投資総合効果測定調査“吉良吉田地区”報告書』(<社>全国農業構造改善協会,平成9年3月)。
- 〔5〕 平泉光一,塩谷孝治「作付協定による荷受期間延長の実現——愛知県吉良町(吉良町農業協同組合)——」(<社>全国農業構造改善協会『ウルグアイ・ラウンド関連基幹施設の担い手育成効果に関する研究』,平成9年5月)。
- 〔6〕 羽田實「経営体が続々育つ吉良の“地域農業”——大きい農業構造改善事業の成果——」(<社>全国農業構造改善協会『農業構造改善』,1998年10月号)。
- 〔7〕 富永和好「大規模経営に農地の集積」(全中『月刊JA』1999年8月号)。
- 〔8〕 『NOGYO AICHI』(愛知農業普及協会,2000年5月号),「特集:効率的な農地利用をめざして～水田農業経営確立対策に向けて～」。
- 〔9〕 『月刊JA』(全中,2000年12月号),「特集:二十一世紀の日本農業の担い手『大規模農家・農業法人編』」。

〔付記〕

本稿の作成に当たっては、吉良吉田営農組合代表理事:中嶋善右衛門氏から多大なご協力をいただいた。また、営農組合員の方々、旧吉良町農協、吉良町役場の関係者からもご協力いただいた。各位にお礼申し上げる。